#### 1 目的

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める。
- (2) 市、市民等及び事業者の責務を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益の保護並びに 被害の軽減及び回復を図る。
- (4) 市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与する。

#### 2 定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- (4) 関係機関等 国、府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者
- (5) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、 報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害

#### 3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進 する。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に 応じて適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、市、関係機関等、市民等、事業者による相互の連携及び協力のもとで推進する。

#### 「権利」について

# 委員のご意見 検討課題等

- ▶ 目的などに「権利回復」という文言を入れてほしい。
- 誰もが犯罪被害者の立場になる可能性があるので、自分たちの人生を 守るために条例があるということで、「権利」という文言を入れてほし い
- ▶ 「支援」となると、被害者を支援してあげるという感じになるので、 「権利」という言葉だと非常にいい。市民が元々持っている「権利」な んだというところ。
- 条例の言葉使いについても、当事者の方の感覚というものを重視してほしい。「被害者支援条例」ではなく、「被害者権利条例」にしてもらいたい。「被害の回復」とか簡単に使っているが、本当に回復できるのと思っている方がいらっしゃるなかで、被害当事者の方が読んだ時に、なんか支えてくれる人たちがいるんだなって思ってもらえるような言葉使いにしてほしい。
- ・被害者の権利に関しては、条例骨子素案(たたき台)にもあるように、「権利利益の保護」と「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること」であると考えている。
- ・条例は犯罪被害者等の権利を尊重し、保護等をするために支援策を講ずるということが趣旨であり、新たに犯罪被害者等の権利を規定するという趣旨ではないと考える。
- ・条例の名称については、これまでの意見や国の法律との関係などを踏ま え、引き続き検討が必要である。

#### 「定義」について

### 委員のご意見 検討課題等

- ▶ 犯罪被害者等とは入っているが、犯罪被害者団体という言葉は明記されていない。当事者個々だけではなく、当事者の集まりというものにも少し視点を移していくということも非常に大切なことだと思う。
- 被害当事者の人たちが集まってきたから、これはおかしいということで、ようやく社会が変わってきているということを考えると、被害当事者団体をきちんと銘打ってもらい、被害当事者の人たちが集まって、こういうのが足りないとか、いつでも話ができる場所を作ってほしい。
- 定義のところに被害者団体も入れてもらい、何らかの支援をしてもらいたい。
- ▶ 意見を言うにしても、個人の場合はよっぽど気持ちが強い人しか言えない。だから、それをカバーしてくれるのが「犯罪被害者団体」で、被害者の意見を聴くということにも繋がると思う。
- ▶ 当事者団体を入れていただくというのは、大阪市がそこに意識を持っているという意味で、すごく大きい。

- ・犯罪被害者団体と何らかの支援・連携をする場合、次の点について整理が 必要である。
- ・<u>支援・連携の対象とする被害者団体と、対象とならない被害者団体を区別</u> すべきか、また、区別する場合の基準をどうするか。
- (行政としては、被害者団体を区別することは難しいが、一方で、すべて の被害者団体を同じレベルで支援・連携の対象とすることにも限界が あると考えられるため。)
- ・どのような支援・連携が考えられるのか。

#### 4 市の責務

- (1) 関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定して実施する。
- (2) 犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し協力する。

# 市役所内の支援体制について

	委員のご意見	検討課題等	
>	支援に関する指針というものを大阪市として検討していくということ	・「大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」の活用を含め、大阪市	
	を明記することが非常に重要である。市庁の中のいろんな部署が集ま	全体で被害者支援を実施できるような体制について検討する。	
	り、相談に乗るというワンストップ支援を実現しようと思っても、そ		
	ういったものを話し合う場が設定できないままになる可能性もあると		
	思う。他の部署の方たちも巻き込んで、こういった問題がきちっと議		
	論される場が保証されるように、この条例の中に組み込んでいただき		
	<i>た</i> い。		

#### 5 市民等の責務

(1) 犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

# 6 事業者の責務

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう 十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。
- (2) 犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努める。

#### 7 被害発生初期段階における支援

(1)被害直後の犯罪被害者等に対しては、関係機関等と連携し、被害発生の初期段階から支援を行う。

### 初期対応について

	委員のご意見	検討課題等
>	役所は申請主義で、何かあったら来てくれといわれても、肝心な時に	・初期対応については、大阪府の「被害者支援調整会議」など関係機関と連
	行けない人がほとんどなので、初期対応を早くし、軽微と思われる場	携した対応となると考えている。
	合でも対応してほしい。	・初期介入を実施すべき対象者の範囲について。
		・「被害者支援調整会議」の対象とならないが、初期介入すべき軽微な被害
		とは、どのような場合か。

#### 8 相談及び情報の提供等

(1) 犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と連携し、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な 問題について相談に応じ、必要な支援及び情報提供、助言を行う。

# 「相談及び情報の提供等」について

	委員のご意見	検討課題等
7	<ul><li>相談業務はすごく大事なので、二人体制、ある程度専門的な知識を有</li></ul>	・本市の総合相談窓口については、他都市の状況や関係機関等との連携も
	する人を配置し、そのための人材養成をきっちりやるなど、充実した	視野に入れながら、そのあり方について検討していく。
	内容にしていただきたい。	
7	▶ 被害者が相談窓口で一度話をし、別の相談場所でまた一からその話を	
	するというのは、ものすごくしんどいことだと思うので、一旦聴いた	
	話を担当者同士でつなげる仕組みを、ぜひ作っていきたいと思う。	

### 9 経済的負担の軽減等

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等の被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行う。
- (2) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、住居の提供等必要な支援を行う。

#### 「経済的負担の軽減等」について

	委員のご意見	検討課題等
>	見舞金の支給、日常生活の支援、家賃の補助など、大阪市が目玉にする	・見舞金や日常生活の支援などについては、より使い勝手が良く、当事者に
	のであれば、抽象的な文言ではなく、ある程度具体的に書くべきであ	寄り添ったものとする必要がある。
	る。	・ <u>ニーズが高いと思われる支援メニューについて。</u>
>	家事・育児等の支援について、書かなくてもそういう支援はされるん	
	だという考え方はあると思うが、条例の中に家事・育児等について書	
	くということは、それをかなり重視しているということの表明である	
	ので、実際に運用のところで同じになったとしても、条例で書くとい	
	うのが、その姿勢を表してるというところはある。	
>	見舞金について、市町村の条例では、死亡 30 万円、傷害 10 万円と、	
	ほとんど横並びの金額である。三重県が初めて都道府県で見舞金を出	
	すけれども60万円ということなので、都道府県と政令市の違いはある	
	が、金額の検討をしてほしい。	
>	被害者支援の見舞い基金を作って寄付を募る。寄付をしたら、ふるさ	
	と納税的な扱いをするというのはどうか。	
>	市が見舞金を出すということは応援しますよ、あなた達を見ています	
	よという意味で、とっても大事なことなので、しっかり書いてもらい	
	たいし、しっかりやっていただきたい。	

# 10 精神的被害からの回復に向けた支援

(1) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう必要な支援を行う。

# 「精神的被害からの回復に向けた支援」について

	委員のご意見	検討課題等
>	PTSDの場合、どこの先生に診てもらったらいいかという相談を受	・大阪にはPTSDの専門医が少ないとのことであるが、PTSDの専門
	けるが、大阪はそれほどPTSDの専門家に恵まれた状況にないとい	<u>家を確保するための方策について。</u>
	うのが実情としてもあるので、被害者が相談に来た時に紹介できるよ	
	うなところをきちっと確保していくということを、要綱でも検討して	
	ほしい。また、条文についても、もう少し具体的に書いていくことも必	
	要だと思う。	

#### <u>11 雇用の安定</u>

(1) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずる。

# 12 民間支援団体に対する支援

(1) 民間支援団体に対して、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行う。

#### 13 市民等及び事業者の理解の増進

(1) 犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その 他必要な施策を講ずる。

# 学校教育・広報について

	委員のご意見	検討課題等
>	精神的にも、経済的にも、社会的にもひどい目に遭っているという被	・被害者等の実情に関し、教育の場での周知については、関係部署と連携し
	害者の実情を、もっと教育の場や広報で伝えてもらいたい。	た検討。
		・市民に対しては、さまざまな媒体や場を活用した周知・広報。

# 14 人材の育成

(1) 犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずる。

# <u>15 意見の反映</u>

犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努める。

# 「意見の反映」について

	委員のご意見	検討課題等
>	意見を聴くにあたり、回数であるとか、出席するメンバーというとこ	・意見の反映について、例えば有識者や当事者団体の代表者の方などをメ
	ろが重要である。	ンバーとする施策の評価委員会のようなものを設置し、定期的にご意見
>	表現が抽象的に書いてあるので、意見や要望をどういう方法で把握し	を伺う場を設けることなどが考えられる。
	ていくのか、どういうふうに意見を言ったらいいのかよくわからない	・評価委員会方式の是非について。
	ため、もっと具体性を帯びた条項にしてほしい。	・ その他の方式を採用する場合の具体的な手法について。
>	もう一歩踏み込んだようなものが「意見の反映」のところが出てくれ	
	ば、それはすごく注目されると思う。	

# 被害者等が集まれる場所について

	委員のご意見	検討課題等
>	被害者の人達がいつでも集まれて、そこに弁護士や行政の人がいるよ	被害当事者などが集まれる場について
	うな場所で、事件にあった被害者や行政の人も、そこに行けば広範な	・関係機関等と連携しながら、そのあり方について検討。
	意見聴取ができ、解決策も出るというパターンにしてもらうと非常に	・専門職や有識者、行政職員などが同一の場所で相談の場を設けることに
	いい。和衷会のような場所を作ってほしい。	ついて、例えば、ニーズに応じて定期的に特定の場所で相談窓口の開設
		をする、あるいは、他の有効な手法はあるか。なお、開設の頻度について
		<u>は、ニーズや相談状況に応じて検証が必要である。</u>

# 16 支援を行わないことができる場合

(1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わない。

#### 「支援を行わないことができる場合」について

文技を行わないことができる場合」について		
	委員のご意見	検討課題等
>	条例に「支援を行わないことができる場合」を入れないといけないの	支援をすることが適切でないと認められる場合について
	か。今の犯罪の状況をみると、半分が親族間で起こっており、一つの家	・犯罪被害者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合。
	族の中に被害、加害があるという家族が、これが明記されることによ	・その他社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合。
	って、すべて支援から排除されてしまうのではないかという危惧を持	・それ以外の除外規定のあり方。
	っている。	
>	適切でないと認められる場合はどういうときなのかというのをはっき	
	りさせ、支援が必要な方は支援するというようなことにしてもらいた	
	l I <sub>o</sub>	
>	支援を行わないことができるというのは必要なので、書きぶりを考え	
	てもらいたい。	

# 17 委任

(1) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

# 「損害賠償」について

	委員のご意見	検討課題等
>	仕事を持たない、住居も定まらない、行方不明になる加害者を、被害者	・今後、先行市の制度も参考にしながら、導入の可能性について調査研究の
	は追いかけられないし、一生追い続けるのはしんどいので、大きな金	必要があると考えている。
	額でなくてもいいから、条例にしっかり書いて、市として援助しても	
	らいたい。	
>	民事裁判で勝っても、加害者がどこにいるのか分からない、どこに加	
	害者の銀行預金があるのか分からない、財産を隠されるとなると、被	
	害者にはどうしようもない。行政に立替払いをしてもらえると、加害	
	者が住所変更をしてもすぐに分かるし、差し押さえもできる。加害者	
	に払わざるを得ないというプレッシャーにもなる。	